

売 買 契 約 書

上球磨消防組合（以下「売主」という。）と_____（以下「買主」という。）は、売主が第1条に記載する車両を売り渡し、買主が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 車種等及び数量

車種・品名等	車台番号	数量	備 考
資機材搬送車 いすゞエルフ	KK-NPR72PR	1 台	リサイクル券含む

(2) 売買代金_____円

2 売却条件として、次のいずれかを満たすこと。

- (1) 永久抹消登録するときは、解体状況が確認できる写真及び抹消登録の分かる書類の写しを売主へ提出すること。
- (2) 移転登録するときは、次に掲げる処置を売主と協議のもと買主により施行し、施工後の写真（車両の全周囲5面）及び一時抹消登録の分かる書類の写しを売主へ提出すること。

ア 車両に記載された名称等の削除

イ 消防章、赤色灯及びサイレンアンプ等の撤去

（代金の納入）

第2条 売買代金の納入は、売主が発行する納入通知書受領後7日以内に、売主が指定する銀行口座に全額を一括納入しなければならない。

（引渡し）

第3条 車両の引渡しは、買主が売買代金の納付を完了した後とする。

2 引渡しの日時は双方協議のうえ決定する。

3 買主は、第1条第2項各号に定める売却条件を満たすことを証明する書面及び写真を、同項第1号によるときは引渡し後60日以内に、同項第2号によるときは引渡し後14日以内に、売主へ提出しなければならない。

（解除等）

第4条 売主買主いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 第1項の定めによりこの契約が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(諸費用の負担)

第5条 次に掲げる費用は買主の負担とする。

(1) 車両の運送に係る経費

(2) 第1条第2項に定める売却条件を満たすための経費

(保証)

第6条 車両の引渡しは現状渡しとし、売主は引渡し後の不調や故障についての保証は一切行わない。

(疑義等の決定)

第7条 この契約に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは、売主と買主とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

売主

住 所

〒868-0501

熊本県球磨郡多良木町大字多良木3146番地1

上球磨消防組合長 中嶽 弘継 ㊞

買主

住 所

㊞